

自然保護と地方創生の両立のために —世界遺産屋久島の試み—

小野寺 浩

大正大学 地域構想研究所 教授／元環境省自然環境局 局長

(要旨) 近代以降とりわけ戦後の地方では、人口減少や経済の地盤沈下が続いてきた。今後、日本全体での激しい人口減少が進行し、地方では退潮傾向がさらに顕著となると見込まれる。今後日本社会が激変していく中で、国土における産業配置、人間居住などを総合的に考えていくことや、人間が撤退していく膨大な森林などの自然地域について生態系の保全を基本とした効率的管理の実現は、これからの国土政策、社会政策の中心課題となるであろう。

こうした中で、いまこそ地方創生、新しい地方振興策が求められている。しかし、これは極めて困難な課題であって、これまでのところ答えは見つかっていない。

平成3年、鹿児島県が始めた「屋久島環境文化村構想」は、屋久島において自然保護と地方創生を両立させようとする試みであった。この構想と、これを契機として実現した世界遺産登録は、屋久島に大きな変化をもたらした。本事業に深く係った一人として、当時から現在までの軌跡を精査し、成果と課題を分析することを通じて、「両立への道」を模索することとしたい。

キーワード: 屋久島、世界遺産、自然保護、合意形成、地方創生

1. 日本の国土、自然を取り巻く状況

(1) 日本の国土、自然の現状と推移

日本の自然は、温暖多雨のモンスーン気候帯に位置し、島国であり、南北3千キロ大きな緯度差があることなどから、多様で豊かな生物、自然が形成されてきた。

わが国の自然の諸外国と比べての特徴は、まず第1に森林率が67%と非常に高いことである。世界の平均森林率は全陸域の30%である。とりわけ先進国の中では突出しており、日本を超える森林率の国はフィンランド(73%)とスウェーデン(69%)だけである。

表1の全国植生自然度は、自然の状態を人為による改変の度合いによって10段階に分けたものである。

これによると、いわゆる原生的自然は19%と2割に満たない。これは戦後の開発、大規模植林などによって自然が大幅に減少した結果であるが、先進国の中では大きな数字である。また、二次林、植林地、農耕地など、一応緑に覆われているが、

表1 植生自然度比率

| 自然度 | 区分内容 | 平成13(2001)年(%) | 昭和57(1986)年(%) |
|-----|----------------------|----------------|----------------|
| 10 | 自然草原 | 1.1 | 1.1 |
| 9 | 自然林 | 17.9 | 21.7 |
| 8 | 二次林 (自然林に近いもの) | 5.3 | 4.5 |
| 7 | 二次林 | 18.6 | 21.0 |
| 6 | 植林地 | 24.8 | 20.8 |
| 5 | 二次草原 (背の高い草類) | 1.5 | 1.9 |
| 4 | 二次草原 (背の低い草類) | 2.1 | 1.6 |
| 3 | 農耕地(樹籬地) | 1.8 | 1.5 |
| 2 | 農耕地(水田・畑) 緑の多い住宅地 | 21.1 | 22.7 |
| 1 | 市街地・造成地等 | 4.3 | 3.1 |
| | その他(水田等) | 1.5 | — |
| | 合計 | 100 | 100 |

(環境省自然環境保全基礎調査より作成)

人間によって変質した自然が国土全体の4分の3を占めているということがわかる。これも日本の大きな特徴である。一方で、市街地など完全に自然を改変してしまったものは4.3%と意外と少ない。

全森林面積約2500万ヘクタールの内訳をみると、自然林17・9%、二次林23・9%であるが、スギ、ヒノキなどの植林地が24・8%と非常に大きいことが特徴である。

わが国の国土、自然は、近代化の中で、とくに戦後の高度経済成長期の開発によって、大きく変質した。急激な経済成長と、それともなう急激な国土開発（自然破壊）が戦後の20～30年間に猛烈なスピードで進行したことは、世界的に見ても特異な現象である。

表1にあるように、急激な経済成長が一段落した昭和57年から平成13年の25年間でも、植林地は未だ4%増加している。

植林地は戦後すぐの時点は500万ヘクタールであったが、その後30～40年で倍増している。また戦後の50年間で、干潟の全面積の4割が消滅した。

自然保護問題を考えるにあたって留意すべきことは、原因（開発などによる）と、自然破壊がもたらす結果（国土レベルでの生態系の破壊や国土の災害危険性の増大）は、少なくとも30年程度経ってからようやく顕在化してくるということである。原因と結果のタイムラグが、問題をさらに見えにくく複雑にしている。

a) 経済優先の日本社会

明治維新以降の日本は、殖産興業を第1の目的としてひた走ってきた。とりわけ第2次世界大戦後は、戦災復興、つまり経済の回復、成長をひたすら目指し、世界に例のないスピードでの高度経済成長を実現してきた。その成功の過程で、公害や自然破壊が看過できない形で起き、昭和46年に環境庁が設置されるなど、国の行政として、環境、自然保護への配慮がなされることとなった。しかしながら、政治行政の枠組みや一般的な社会意識は、経済優先から脱皮したわけではない。ここ2、30年は、経済や利便性と環境のバランスは、徐々に環境へと傾斜してきたものの、未だ不十分な状態である。

昭和45年は、公害国会といわれる公害、自然破壊への批判が頂点に達し、翌年の環境庁設置につながったが、同年は空前の入場者数となった大阪万博が開催された年でもあった。2年後の昭和47年はローマクラブが「成長の限界」を出して、地球環境、資源の有限性を指摘したが、日本では田中角栄通産大臣が政策提言として「日本列島改造論」を出版し、その1ヶ月後には総理大臣となった。

その後2度にわたる石油ショック、バブルとそ

の崩壊、リーマンショックなど、これまで通りではないかないことを示す現象が次々と起きる。平成23年の東日本大震災は、その災害規模の大きさに加えて、フクシマ第1原発事故など決定的に深刻な災害となったが、こうした大災害、未曾有の事故があつてさえ、経済優先の社会意識は大きくは転換することはなかった。民主党政権、自民党政権を通じて、フクシマが解決していないにも係らず、原発プラントの輸出が政府によって推進されたことは記憶に新しい。こうした流れをみるに、日本社会の経済偏重は、政治や行政上の問題だけではなく、深く構造的なものであることがわかる。

自然保護問題、地方創生を考えるにあたっては、こうした現実をはっきりと認識した上で対処していかなければならない。

2. 屋久島とは

(1) 屋久島の概要、世界遺産登録

a) 屋久島の概要

屋久島は、九州本土最南端の佐多岬から南に60キロの海上に浮かぶ島である。北隣りに種子島がある。面積は約505平方キロメートルと日本で4番目に大きい。最高峰の宮之浦岳は標高1936メートルと九州でもっとも高く、全国の離島でも最高標高である。1千万年ほど前に海底から押し上げられてできた花崗岩の島で、岩盤の上に薄い地層が乗っている。年間降水量は海岸際にある測候所で約4千数百ミリと、日本で最大である。山の中腹では8千から1万ミリ降るといわれている。

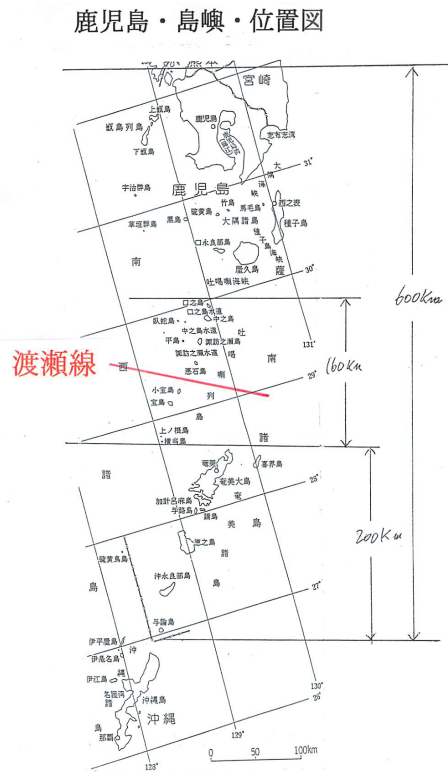
この特異な気候と地形がこの島の自然をきわめて特徴あるものとした。その代表的なものは屋久杉である。薄い地層は杉の年輪を緻密にして、樹齢千年を超える杉の存在を可能にした。樹齢数千年といわれる縄文杉は抜群の人気がある。

標高ゼロから約2000メートルの標高差は、亜熱帯から亜寒帯まで植物の垂直分布を示す。また生物種が多いことも屋久島の特徴である。植物で1,900種、日本の全種数の4分の1がこの島に生育している。

動物は、ヤクシカ3万、ヤクザル1万頭が棲むが、ウサギ、キツネ、イノシシはいない。本来いないはずのタヌキが20年前から目撃されるようになり、その後拡大して問題となっている。

島の人口は12913人(平成27年7月現在)、海岸際の24の集落に分散して住む。集落でもっとも大きいのは北の宮之浦で人口約3300人、

図1 屋久島位置図



次いで東部の安房が約1200人である。島を南北に等分して、北が上屋久町、南が屋久町だったが、平成19年の合併で屋久島町1町となった。産業別就業者比率は、1次10%、2次14%、3次71%（平成22年）、1次産業は存外低く3次産業は高率である。島の89・7%が森林であり、そのうちの79%が国有林である。

所得は250万円（平成27年）と低く、しかし物価は県平均の1～2割高い。

b) 世界遺産登録

屋久島がその特異な自然によって、世界自然遺産に登録されたのは平成5年12月11日（コロンビア カルタヘナ開催の世界遺産委員会）、日本の第1号だった。同時に自然遺産に登録されたのはブナ林の白神山地、文化遺産が姫路城と法隆寺の、計4か所である。この段階では世界条約そのものが世間に知られておらず、世界遺産ブームが起きるのはまだ先のことである。

世界遺産は、1972年に採択された国際条約である。エジプトのアスワンハイダム建設によって水没するナビア遺跡の、せめて記録だけでも残しておこうとのキャンペーンから始まった。世界遺産条約の加盟国は現在193か国であり、アメリカと中国も加盟している。

条約前文には「文化及び自然の遺産には全人類

のための遺産として保存しなければならないものがある」とある。自然そのものと人間がつくり上げた歴史文化財を、まとめて人類が未来に引き継ぐべき遺産としたところに、この条約の斬新さがあった。

第1号の遺産登録から25年経った。この間、屋久島では劇的な変化が起きた。島の総生産額は平成2年から平成27年間で倍増した。これらの経済効果の大部分は観光によるものである。観光客数は昭和の終わりの7万人弱から30万人超へと急増した。島の旅館、ホテルの宿泊収容力は、昭和60年の1500人が平成24年には約5千人と3・3倍となっている。観光に特化して拡大した地域経済は、様々な矛盾や課題を引き寄せることともなった。

屋久島の山岳地域を案内するガイドは、平成元年にはゼロだったが、平成24年には170人となる（現在は150人程度）。世界遺産が新しい職種を生み出したことは注目される。

これらの観光効果は、ほぼ世界遺産登録によるものであろう。世界遺産は地域経済に大きく貢献する一方、縄文杉への過剰登山問題など新たな問題も引き起こした。

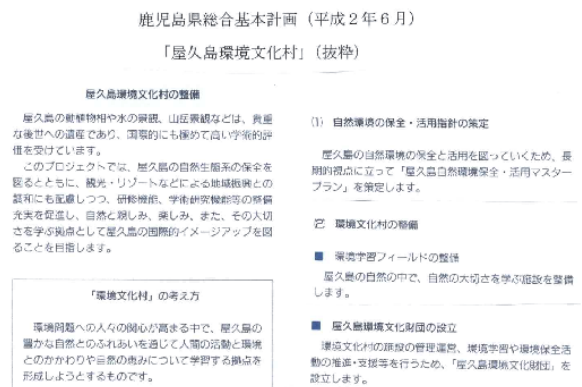
(2) 屋久島環境文化村構想

a) 総合基本計画の戦略プロジェクト

世界遺産に先行して、鹿児島県が進める屋久島環境文化村構想があった。この構想は平成2年に策定された鹿児島県の総合基本計画の戦略プロジェクト17の1つであり、屋久島の自然を活かして自然学習の島にするというものであった。また、これまでと発想を変えた新しい地域振興策を模索しようとするものでもあった。

基本計画に書かれていた屋久島環境文化村構想とは、

図2 鹿児島県総合基本計画 屋久島環境文化村抜粋



i) 環境学習の島にする
 ii) 懇談会をつくって議論する
 iii) 中核施設整備と財団設立
 という内容で、文章は1頁という短いものであった。

周辺に経緯を聞くと、当初環境サイドからの提案は、本土の里山的な農村において環境学習の拠点整備をしていこうというものであったという。いわゆる総合計画としては、空白地域、空白分野がないようにするというのが基本であるから、屋久島にしたということであろうか。当時は、隣の種子島は、リゾートがあり、ロケット基地があり、農業も強かったが、屋久島は自然以外に何もなかった。県行政としてはこの島に何か配分する必然性があったのだらうと思われる。

構想づくり作業の中で大きなインパクトを与えたのは、平成3年4月29日の第1回屋久島環境文化懇談会において、委員の大井道夫国立公園協会理事長から「屋久島を世界遺産に」という発言がなされたことであった。当時の日本は条約そのものにまだ加盟しておらず、世界遺産自体もほとんど知られていない。

結果的には、大井発言から1年8か月後の平成5年12月に屋久島の遺産登録が実現した。しかもその間には、平成4年6月の通常国会における条約締結の承認があったのである。

b) 「構想」づくり

①文化村構想実現の考え方、前提条件

屋久島に取り組むに当たって、県の重点施策である17の戦略プロジェクトを眺めて、県を超えて日本全体にインパクトを与える可能性のあるのは、屋久島のプロジェクトが第1であるとの確信であった。それは、地方振興策、地域づくりについて打開策が見つけられず、国及び地方全体の重い課題となっており、もし屋久島で方向性を示すことができれば、全国的に大きな影響を与えることになるからである。

さらに、屋久島の自然の資源性に着目し、観光を先導役とした新しい持続的な地域づくりを実現することができれば、全国の同様の地域、離島、山村などに、大きな勇気を与えることになる。地方振興、地方における地域づくりは、解決策を見出せず、国も地方も模索中の状態であった。

屋久島に取り組むにあたっての前提条件、基本的考え方は、次のようなものであった。

- i) これまでとは異なる、自然保護を内包した新しい「開発」を目指す

- ii) 自然保護と地方創生（地域振興）を両立させる
- iii) 観光においても持続性を前提条件とし、また、地場産業への経済的波及を目指す
- iv) 地域にある資源（自然、歴史文化、産業、人材等）の必然性に基づいた開発をする

さらに、これらを実現していくためには、今後の屋久島が目指すべき方向について、地元住民を中心とした関係者、島内外及び県内外の専門家、有識者間の丁寧な「合意づくり」をしていくことが最重要課題である。

こうした幅広い合意形成を実現するためには下記の要件が充たされる必要がある。

- i) 徹底的な議論を積み重ねていくこと。とりわけ地元の意見は丁寧に聞く必要がある
- ii) (屋久島という) 個別地域においても関係者は多様である。各般各層からの意見を集約して、合意づくりに参加した意識を関係者みんなが持つことが重要
- iii) 地元、利害関係者の発言は大切であるが、同時に生物、経済、計画、行政の専門家の意見が重要
- iv) 情報公開は必須要件である。議論の中身、論点等を広く公開して広範な参加意識を醸成し、島民及び県民全体が参加するいわば運動論として展開されることが望ましい

図3 屋久島環境文化懇談会委員

| |
|---|
| 秋山智英 (海外林業コンサルタンツ協会会長、元林野庁長官) |
| 井形昭弘 (鹿児島大学長) |
| 上山春平 (哲学) |
| 梅原猛 (国際日本文化センター所長) |
| 大井道夫 (国立公園協会理事長) |
| 兼高かおる |
| C・W・ニコル |
| 下河辺淳 (元国土次官、国土審会長) |
| 沼田眞 (自然保護協会理事長) |
| 福井謙一 (ノーベル化学賞) |
| 日高旺 (南日本新聞社長) |
| その他 屋久、上屋久町長、住民代表、文化庁長官、環境省審議官、林野庁次長、国土庁地方振興局長、知事 |

平成3年4月29日第1回懇談会 大井委員発言

「遺産条約というものがある。まず条約を締結し、屋久島をまっ先に世界遺産に入れていただきたい」

②3つの委員会など、実践作業

屋久島環境文化村の中身をつくり上げていくために、次のようなことが実施された。

- i) 各界各層からの意見を広く聞き集約してい

- くために、3つの委員会を組織し、同時並行で議論した
- ii) 総合基本計画に書かれたことを実施することに加えて、理念づくりを重視する
- iii) 島全体の自然（及び土地）の保全活用方針の大枠を決める
- iv) 計画（構想）を30年程度先の長期的なものとする

島全体の3区分程度の土地利用、30年程度先の目標設定などは、直近ではまともになくても、広域、長期であれば合意可能性が高まるとの判断であった。

委員会の概要は以下の通り。

イ) 環境文化懇談会 24名

日本を代表する知識人や文化人などによって構成。座長の下河辺淳氏は元国土次官で土屋佳照知事（元自治次官）の役人としては2年先輩であった。24名の内訳は、有識者12、地元2、地元町2、町長2、国5、知事1名。理念や大きな方向性の議論をした。

- ロ) 屋久島環境文化村マスタープラン検討委員会 11名
鹿児島大学など地元の専門家、有識者で構成。実施計画レベルの議論をした。
- ハ) 地元研究会 25名
屋久島島民によって構成。島内の意見を聞き、集約することを目的とした。

3委員会はすべて公開で行った。とくに環境文化懇談会は、毎回200～300名の公募したギャラリーの前で開催された。第2回の屋久島開催では600名の島民が参加した。

3委員会の途中経過は、代表が環境文化懇談会に出席して報告するなど、相互交流の中で進められた。

マスコミ報道は、広範な議論を進め、運動論的展開をしていくためには必須の要件であるとの強い意識があった。情報公開は、多様で大量の意見が事務方に寄せられることを意味し、実務としては大変である。しかし議論をつくして得た結論は、内部的な議論のみでの結論より、はるかに重みが

図4 3委員会 検討経緯

屋久島環境文化村構想に係る主な経緯

*平成2年6月 鹿児島県総合基本計画策定

| 年 月 日 | 屋久島環境文化懇談会 | 屋久島環境文化村研究会 | 屋久島環境文化村マスタープラン研究委員会 |
|-------------------|--|--------------------------------------|---|
| 平成3年4月29日 | ①屋久島環境文化懇談会 鹿児島会議 議題：屋久島の現状、屋久島視察委員のコメント | | |
| 平成3年5月20日 | | 第1回研究会 議題：研究会設置について | |
| 平成3年6月7日 | | 第2回研究会 議題：自由討論 | |
| 平成3年6月15日 | ②屋久島環境文化村を語る会 (懇談会委員と地元研究会の意見交換会) 議題：地元研究会との意見交換 | | |
| 平成3年7月5日 | | | 第1回委員会 議題：屋久島を取りま（状況、マスタープランについて） |
| 平成3年7月16日 | | 第3回研究会 議題：今後の進め方 | |
| 平成3年9月25日 | | 第4回研究会 議題：今後の進め方について 地域おこしの方策等 | |
| 平成3年10月14日 | | 第5回研究会 議題：研究会委員意見整理 | |
| 平成3年11月22日 | | | 第2回委員会 議題：屋久島の現状、関連調査について |
| 平成3年11月28日 | ③屋久島環境文化懇談会 東京会議 議題：屋久島の現状と問題点 屋久島に係る諸計画、制度等 | | |
| 平成4年2月10日 | | 第6回研究会 議題：中間報告検討 | |
| 平成4年4月25日 | ④屋久島環境文化懇談会 京都会議 議題：梅原委員のスピーチ、その他 | | |
| 平成4年5月22日 | | | 第3回委員会 議題：これまでの経緯、屋久島の現状分析 マスタープラン策定にあたっての考え方 |
| 平成4年7月28日 | ⑤屋久島環境文化懇談会 鹿児島会議 議題：これまでの経緯、懇談会報告骨子(案) | | |
| 平成4年8月19日 | | 第7回研究会 議題：経過報告、今後の活動 | |
| 平成4年8月27日 ～28日 | 下河辺屋久島環境文化懇談会座長 6省庁に世界遺産条約登録要望 | | |
| 平成4年9月23日 | ⑥屋久島環境文化懇談会 東京会議 議題：屋久島環境文化懇談会報告 | | |
| 平成4年10月16日 | | | 第4回委員会 議題：マスタープラン概要 |
| 平成4年10月19日 | | 第8回研究会 議題：研究会報告まとめ | |
| 平成4年11月27日 | 屋久島環境文化村マスタープラン公表 | | |

図5 屋久島環境文化村マスタープラン（3委員会）成果

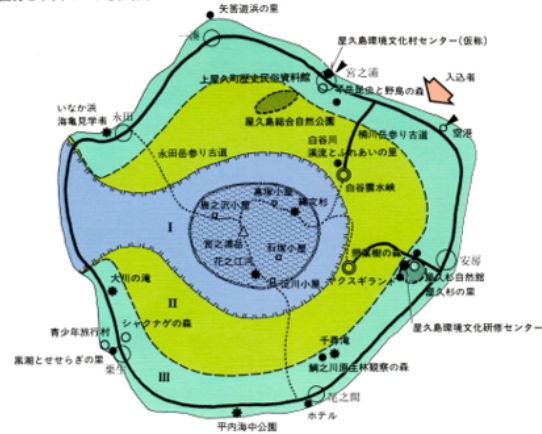
平成4年9月鹿児島県委員会提言

☆世界遺産条約締結、屋久島登録

（平成3年4月提案、4年6月国会承認、5年12月屋久島登録—この間1年8カ月）

- ・理念「共生と循環」
（平成6年閣議決定環境基本計画・理念）
「環境文化」—自然と共生してきた暮らし
- ・島全体を3つにゾーニング
（保護、調整、暮らしの3区分）
- ・環境文化村センター（70mm映像）、
研修センターの整備（宿泊施設付）
- ・屋久島環境文化財団設立
- ・環境キップ
登山事前届出制

〈ゾーン区分とネットワーク模式図〉



あり実現可能性が高まるとの考えから実施された。

c) 3委員会報告、概要

平成4年11月にまとめられた「屋久島環境文化村構想」には、i) 理念として「共生と循環」を掲げ、また、ii) 具体的事業として大型映像施設を持つ環境文化村センターと自然学習の拠点として研修センターの、2つの中核施設整備や、iii) 理念の実践や施設の運営のための屋久島環境文化財団の設立が記述された。

d) 構想推進の成果

屋久島環境文化村構想を推進したことによる成果は、次の3つに分けて整理される。

①第1は、世界遺産条約のわが国第1号として屋久島が登録されたことである。世界遺産が提案されたのは、平成3年4月29日に鹿児島市で開催された第1回屋久島環境文化懇談会においてである。国際条約は紛れもなく国のやるべき業務であり、しかも条約締結は国会承認事項である。正直に言って始まったばかりの懇談会での世界遺産発言には困惑した。しかし、自治次官経験者の知事、竹下登元首相の環境政策の指南役だった梅原猛氏の存在、などなどいくつかの幸運な組み合わせや縁が、この難しい課題を推進する力となった。既述のように、提案された平成3年4月から登録された平成5年の12月まで、1年8カ月足らずであった。

懇談会の座長の下河辺淳氏は、経済企画庁と国土庁で戦後の国土開発計画の全てに係り、政界にも隠然たる影響力があった。平成4年夏には、屋久島の世界遺産登録要請の陳情書を持って自ら関係省庁を回ってくれたりもした。

しかし、この国際条約の効果が不明の段階で、しかも環境省から出向してまだ日が浅い若い課長の言うことに同意して、一緒に走ってくれた屋久島の住民、上屋久、屋久の両町長の勇気が、もっとも大きかったと思う。

世界遺産のその後のブレイクは、当時の関係者の予想をはるかに超えるものであった。

②成果の2つ目は、この時策定された県のマスタープランに基づいて行われた各種事業である。平成9年には環境文化村センター、環境文化研究センターがつくられた。それに先だつ平成5年3月には、構想の管理運営等のための組織として屋久島環境文化財団が設立された。

③これら直接的な事業とは別に、いわば第3の成果として波及的に動き出したものがある。例えば、総合病院の平成9年の開業である。それまでは重病の場合、鹿児島市の病院に入院させるしか方法がなく、付き添いの宿泊費用も負担せざるを得ないというのが現実であった。

山岳ガイドは、平成2年当時はゼロだったが、平成22年には152人となった。世界遺産後、屋久島に新しい仕事が生まれ、生業として成立していることは特筆すべきことである。

遺産登録後、入込客数が激増して様々な変化が起きた。その分析は次項で詳しく説明する。

さまざまな問題をはらみつつ、屋久島が「成功」したのは、いくつかの理由があった。

その第1は、地域づくりについて徹底的な議論がなされたことである。日本を代表する知識人による「環境文化懇談会」、県内の学者を中心とする「環境文化マスタープラン検討会」、地元による「研究会」が、同時並行で開催され、それぞれの成果を報告しつつ進められた。全国を回りつつ行われた環境文化懇談会は1年半で6回開催され、毎回200人から300人の傍聴者を集めた。

2つ目の理由は、それぞれの委員会が共鳴して高度な議論が展開され、合意に至ったことである。「共生と循環」という理念は、哲学者の梅原猛氏の主張によるものであるが、同時に地元研究会からも提案されたものでもあった。また、島全体を自然保護、調整、生活優先の3つに大きくゾーニングして、自然との共生の内実としていこうとの提案は、地元研究会から提案されたものである。

ちなみに「共生と循環」という理念は、屋久島が構想をまとめた1年半後の、平成6年に環境庁（当時）によって策定された第1次環境基本計画の理念ともなった。

e) 世界遺産について

(世界遺産の概要)

ここで、屋久島に大きなインパクトを与えた世界遺産について、まとめて記述しておく。

世界自然遺産は、自然生態系の世界的水準での典型性が第1要件である。もう1つの絶対的要件は登録された地域、登録地の保護管理は登録を求める国の国内法などの制度によって担保されていることだ。わが国では、自然公園法による国立公園（屋久島、知床、小笠原）と、自然環境保全法による自然環境保全地域（白神山地）がこれに該当する。また、現在申請中の奄美沖縄世界自然遺産も国立公園である。

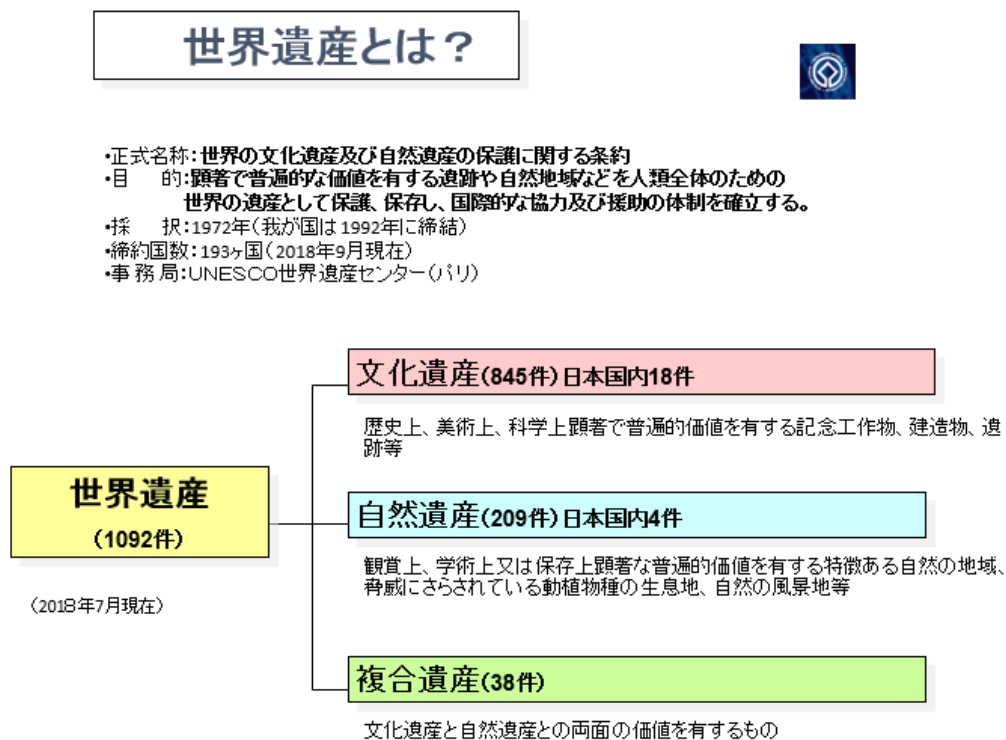
遺産に登録されるには下記の基準—クライテリアに合致し、かつ専門家の厳密な書類、現地調査を経て、毎年1回開催される世界遺産委員会（21か国で構成）で承認される必要がある。

自然遺産にかかるクライテリアは、以下の通り。

- vii) 最上級の自然現象、類いまれな自然美
- viii) 地球の地形・地質の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本
- ix) 重要な進行中の生態学的過程、生物学的過程を代表する顕著な見本
- x) 絶滅のおそれのある種の生息地など重要な生物多様性の生息域

(なお、i) からvi) は文化遺産のクライテリアである)

図6 世界遺産登録数



現在世界で登録されているのは、自然209、文化845、複合38、合計1092である。そのうち日本は、自然4、文化18の合計22。

登録の可否は年1回開催される世界遺産委員会（21か国代表による）で決定されるが、自然はIUCN、文化はイコモスのそれぞれ専門家による厳格な現地調査、書類審査を経なければならない。

（世界遺産の意味とは）

観光効果のみが喧伝されるのは世界遺産の真の目的からは、あまりにも浅薄で皮相的な見方である。世界遺産の意味を深化させ、またその理念を敷衍して、地球上のすべての地域で自然環境保全の水準を高めていくことが求められている。

とりわけ20年遅れて世界遺産条約に参加した最後の先進国（オランダは未だに加盟していないが）経済大国である日本には、自然保護のための新しいメッセージを世界に伝える責任がある。そのメッセージとは、「持続的利用」、「共生」の思想と、そのための具体的提案、モデルの提示であろう。

なお、わが国の自然遺産の担保制度である国立公園は、地域制の制度である。つまり、自然、風景保護を、土地所有にかかわらず開発行為に規制をかけることで実現してきた。欧米型の厳正的、排他的自然保護とは考え方を異にする。開発途上国における自然環境保全上の課題は、開発との調整であり、厳正的自然保護を強調すれば保護そのものが成立しないという矛盾を抱えていること

にある。高度な経済成長を実現しつつ自然保護でも一定の成果を上げてきたわが国の地域制＝国立公園制度は、開発と自然保護の調整についてギリギリの知恵を絞らなければならない多くの開発途上国において、むしろ先行モデルとなる可能性がある。

3. 28年後の屋久島—当時と現在比較

（1）28年後の屋久島

表2は、平成2年前後（すなわち構想策定前、世界遺産登録前）と現在、平成28年前後の変化を主要指標で比較したものである。奄美群島、鹿児島県、全国の同時期の変化も比較のために併記した。奄美群島は、ほぼ全国離島の推移と同様であるとみることができる。

屋久島の総生産（純生産）額はほぼ倍増している。奄美群島は26%増でこれは全国と横並びの数字であり、屋久島の突出ぶりが際立つ。入込客の増加、とくに宿泊収容力が3倍なっていることから、入込客の増加は観光客の増加が大きく、観光客増が主因となって純生産額が増加したと思われる。

人口を見ると、屋久島は25年間で7%減であるが、奄美群島は26%減で、違いが明白である。宿泊や飲食、土産物など観光関連産業が、人口の増減に関係していることがわかる。

一方で観光客は、夏休みや5月の連休など一定期間（年間40日～50日間）に集中し、また縄

表2 屋久島奄美主要社会指標比較一覧

| | 屋久島 | | 奄美群島 | | 鹿児島県 | | 全国 | |
|-------|------------------|-----------------|---------------------|------------------|----------------------|------------------|----------------------|--------------------|
| 人口 | 平成27年 12913人 | 平成2年 13860人 | 平成29年 106250人 | 平成2年 142834人 | 平成29年 1625434人 | 平成2年 1797824人 | 平成29年 127094945人 | 平成2年 121048923人 |
| | 27年/2年 7%減 947人減 | | 29年/2年 26%減 36584人減 | | 29年/2年 10%減 172390人減 | | 29年/2年 5%増 6046022人増 | |
| 総生産 | 平成26年 438億円 | 平成元年 222億円 | 平成26年 3283億円 | 平成元年 2601億円 | 平成27年 53885億円 | 平成元年 40487億円 | 平成27年 5321914億円 | 平成元年 4181247億円 |
| | 26年/元年 97%増 | | 26年/元年 26%増 | | 27年/元年 33%増 | | 27年/元年 27%増 | |
| 入込客数 | 平成28年 267364人 | 平成2年 187469人 | 平成29年 825791人 | 昭和60年 704580人 | | | | |
| | 28年/2年 43%増 | | 29年/昭和60年 17%増 | | | | | |
| 宿泊収容力 | 平成29年 4584人 | 平成4年 1500人 | 平成29年 6383人 | 平成2年 9188人 | | | | |
| | 29年/4年 206%増 | | 29年/2年 31%減 | | | | | |

表一 屋久島奄美主要社会指標比較一覧

鹿児島県 国土交通省 国勢調査

文杉登山など特定地域に集中するなどの現象が起きている。

（２）観光について

観光は本来総合産業であり、人的サービスの比重が大きい産業形態であるから、雇用や地場産業への波及効果が大きいはずであるが、屋久島の場合（観光地ではおおむねその傾向が強い）効果が直接的観光関連業界のみに留まって、波及効果の広がりが見えてこない。また、地域集中や、季節集中によって、自然保護上の問題や、混雑による利用環境の悪化などの弊害も顕在化している。さらには、観光による観光関連業界の得る収益と、観光のために必要となるハードやソフトの整備の費用負担は行政（町、県、国など）の過剰負担になっており、これは全国の観光地の大部分が同じ事情にあると思われる。地域の観光総収益の何%かは、地域の観光インフラや、自然保全のために回している仕組みづくりが急務であろう。観光立国が政府の主要施策であるというならばなおさらのことである。

おわりに

（手段としての世界遺産）

世界遺産と国立公園の関係で起きているのは、世界遺産に登録された国立公園が一流の国立公園であり、それ以外は二流との一般的イメージが流布していることだ。マスコミその他の派手な取り上げ方がその主因であり、しかしつまるどころ、観光人気がそうしたイメージの根拠であると思われる。

いうまでもなく世界遺産は国内法による保護措置が前提であり、自然遺産については4遺産のうち3つが国立公園を担保として登録されてきた。奄美琉球も国立公園指定とした遺産登録が予定されている。世界遺産と国立公園は、そもそも国立公園を前提として遺産登録が成立するといういわば相互関係にある。

世界遺産のそもそもの目的は、「傑出した文化及び自然遺産を人類全体のための遺産として」保存することを目指したものである。ある種の見本として「傑出したものを」登録するが、条約本来の狙いは無秩序な開発から自然及び文化財を守り、これらを地域社会の中に適正に位置づけて健全な地域発展を目指そうとするものなのである。

地域から見れば世界遺産は手段であって目的ではない。

（国土、自然について、今後の方向性など）

里山問題や自然再生、シカの激増、ペット問題など、これまでの自然保護とは異なるベクトルの自然保護が課題となりつつある。開発から自然を守るというこれまでの自然保護の思想に加えて、新しい自然保護の理念が求められている。

今後、人口減少がますます進行し、とくに森林など自然地域（山村、離島など）では、無居住地域が拡大していくことなどを見据えれば、国土保全及び自然保護の大きな方向性は以下のようなものになると考えている。

- ①国立公園など個別地域、RDB種などの個別対象の保護の充実強化
- ②奥山から都市まで、国土全体の自然保全水準の向上
- ③自然保護と地方創生の両立を目指す
持続的・地方的創生（地域振興）のためには、地域固有の資源としての自然が守られていくことが重要である。

（屋久島から考える）

日本の国立公園の調整原理と具体的工夫が国際的なモデル性を持つとすれば、屋久島環境文化村構想はそれを整理し、より深化させるための試みであったといえる。当該地域の住民と日本を代表する有識者が対等の立場でオープンかつ闊達な議論をし、島の将来についての合意を形成したこと、理念として「共生と循環」という高度な目標を掲げたこと、保護地域だけでなく島全域を3つにゾーン分けして開発と保護の調整を図ろうとしたことなどである。

さらに、この構想づくりと世界遺産登録に直接関わった人間としての体験的実感は、島や島の自然についての自信、誇りともいべきものを島の人たちが議論のプロセスにおいて獲得していったことが、最大の成果であり構築の推進力であったのだということである。

しかし、地域を変え、新しい思想で地域振興を進めていくには時間がかかる。屋久島も構想策定、世界遺産登録から20年を経て、ようやく「思想」が具体的な芽を出し始めたとみることが出来る。観光客を地域の集落住民が案内する里のエコツアー事業、映画館のない島での70ミリスクリン無料映画会は、こうした芽吹きの一例である。これらに着目しさらに拡大していくことによって、環境文化村構想、国立公園、世界遺産は、より本質的な価値を見出していくことになるであろう。

参考文献

- 1)小野寺浩:自然環境 環境研究 2017 No.182 pp74-82
- 2)小野寺浩:国土論としての環境、屋久島論 鹿児島環境学Ⅰ 南方新社 2009
- 3)小野寺浩:徳之島の力 鹿児島環境学Ⅲ 南方新社 2011
- 4)小野寺浩:世界遺産屋久島 国立公園 No.728 November 2014
- 5)小野寺浩:屋久島環境文化村構想とその後 世界遺産屋久島 朝倉書店 2006
- 6)小野寺浩:屋久島環境文化村構想におけるゾーニング 造園雑誌 日本造園学会 Vol.157 No.4 pp55-62
- 7)小野寺浩:自然再生の思想 地球環境 国際環境研究会 Vol.12. No.1 pp81-96
- 8)小野寺浩:生物多様性国家戦略とはなにか ランドスケープ研究 日本造園学会 Vol.71 No.3
- 9)鹿児島県:屋久島環境文化懇談会報告 1992
- 10)鹿児島県:屋久島環境文化村マスタープラン報告書 1992
- 11)屋久島環境文化研究会:屋久島環境文化村研究会報告 1992
- 12)鹿児島県:熊毛地域の概況 2017
- 13)鹿児島県:奄美群島の概況 2017
- 14)鹿児島県:鹿児島県生物多様性懇談会資料集 2013 (2009.10.26 受理)